

(様式 1-3)

福島県(田村市) 帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票  
令和 6 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	15	事業名	自家消費野菜等の放射能測定事業	事業番号	(3)-23-2
交付団体	田村市		事業実施主体(直接/間接)	田村市(直接)	
総交付対象事業費	135,903(千円)		全体事業費	135,903(千円)	
	144,365(千円)			144,365(千円)	
帰還環境整備に関する目標					
<p>東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故後、13 年が経過しようとしている今も、多くの市民が市内産農畜産物への放射線に対する不安を抱いている。</p> <p>事故発生当時、飲料水や市内産の野菜、山菜、きのこ類等から放射性物質が検出され、食の安全・安心という生活の最も基本的な部分に対する不安が広がった。現在も出荷制限がされている市内産農畜産物もあることから、市民が抱える食に対する不安を解消するために、自家消費野菜、山菜、きのこ類及び飲料水の放射能測定を行い、食の安全・安心の再生を図るとともに、風評払拭及び帰還環境整備につなげる。</p>					
事業概要					
1. 自家消費野菜等の放射能測定事業					
<p>市内測定所にて、市民が持ち込んだ自家消費野菜等の放射能測定を実施する。</p> <p>より正確な測定環境を整えるため、専門に従事する者を雇用し、測定業務を行う。</p> <p>主に受付、測定品の前処理、測定器操作、結果通知及び放射線に対する相談業務に従事。窓口で市民と直接面接し、不安解消を図ることに事業効果が見込まれる。</p> <p>測定所は破壊式及び非破壊式の測定器を併設してある本庁及び都路行政局とし、測定員を本庁に 2 名配置し、うち 1 名については週に 2 日(月・火)に都路行政局で測定業務を行う。</p> <p>※滝根・大越行政局については、測定所を閉鎖し、測定依頼があった場合は本庁測定員が引き取り、測定をしているが、令和 6 年度は常業行政局も同様の対応とする。七郷出張所、移出張所測定所は閉鎖とする。</p> <p>また、測定所環境維持に係る線量測定に使用する測定器の点検校正を行う。</p>					
2. 田村市震災等復興ビジョンにおける位置付					
<p>「V. 速やかな原状回復 3. 安心を取り戻すための情報提供」中、「(2) 飲料水、農産物のモニタリングと結果の公表」に位置づけされている。</p> <p>※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください</p>					
当面の事業概要					
<p>&lt;令和 6 年度&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>市内 2 ヲ所の測定所で放射能簡易分析装置(簡易放射能測定器 2 台、非破壊式放射能測定器 2 台)により測定を実施する。<ul style="list-style-type: none"><li>※本庁(田村市船引町船引字畑添 76-2 破壊式 1 台、非破壊 1 台)</li><li>都路行政局(田村市都路町古道字本町 33-4 破壊式 1 台、非破壊 1 台)</li></ul></li><li>検査結果について、市内全戸配付の市政だよりへ四半期ごとに掲載し、更にホームページへ掲載し、情報提供を行う。</li></ul>					
地域の帰還環境整備との関係					
<p>地域内においては地産地消の機会の再生、地域外においては風評払拭が図られ、地域の帰還環境整備に資するものと考えられる。</p>					
関連する事業の概要					

--

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	